

県庁生協組合員の皆さまへ

# 「香川県自転車安全利用に関する条例」

2018年4月1日施行

ご存知  
ですか？

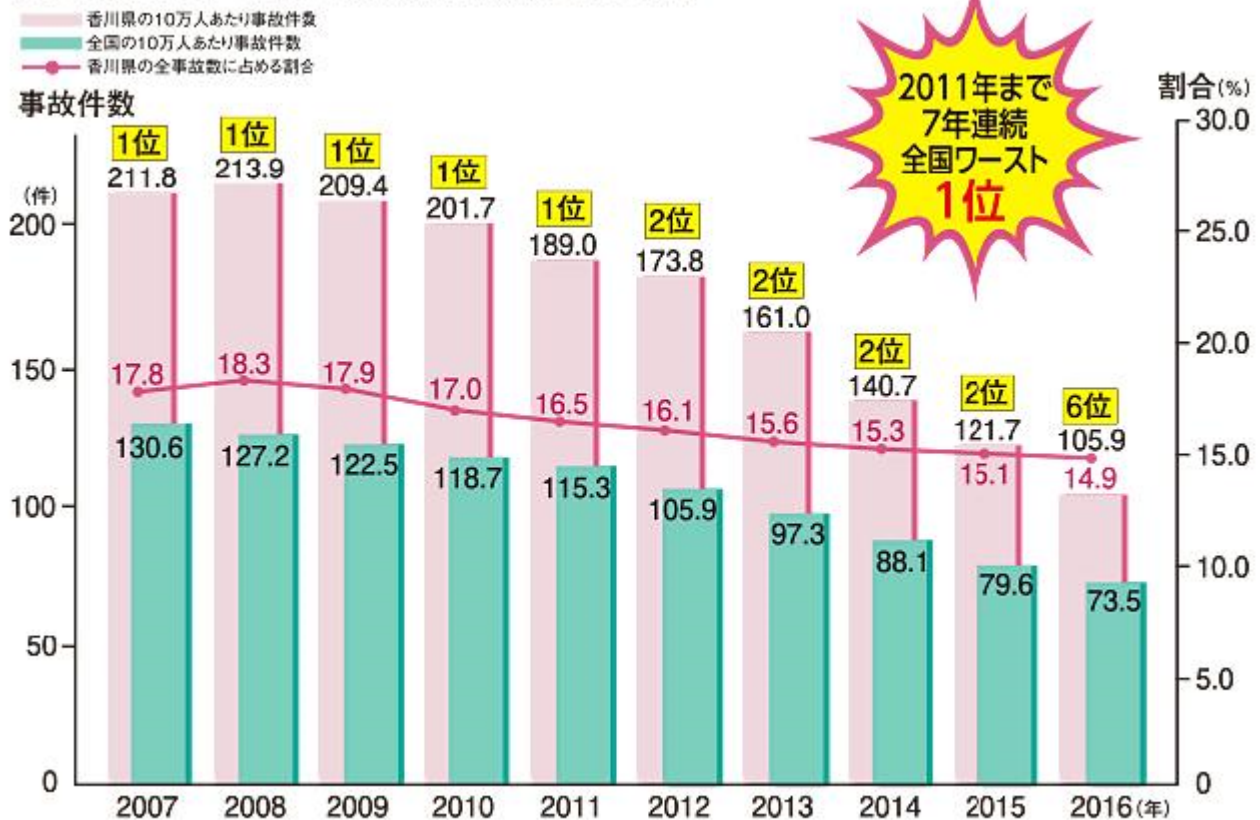
香川県は平地が多く、雨が少ないため、通勤や通学、買い物など多くの人が自転車を利用しています。近年では、自転車ブームで趣味やスポーツ、健康増進を目的とした利用者も増えている一方で、スピードの出し過ぎなどによる自転車事故の重大化や、一部の自転車利用者のルールに違反する危険な運転が社会問題となっています。また、高齢者は、運転免許証を返納しても自転車の利用を続けることが予想されます。

香川県における人口10万人当たりの自転車事故発生件数は、2005年から7年連続ワースト1位でした。

2012年以降、事故件数は減っているものの、依然ワースト上位が続き、全交通事故数に対する自転車事故の割合も横ばいの状態です。

こうした事態を踏まえ、条例は2018年4月に施行されます。それまでに、条例の内容や義務などを理解し、自転車の安全利用を心掛けましょう。

人口10万人当たりの自転車事故件数・全事故数に占める割合



## 自転車事故による損害賠償事例

2014年1月 東京地裁

赤信号無視の成人男性の自転車が、横断歩道を歩いていた高齢者に衝突し、高齢者は5日後に死亡した。

損害賠償額  
約4,700万円

2013年7月 神戸地裁

夜間、坂道を下っていた男児小学生の自転車が歩行中の女性と衝突。女性に重症を負わせ、意識が戻らない後遺障害になった。

損害賠償額  
約9,500万円

2005年11月 横浜地裁

携帯電話を操作しながら無灯火で走行中の女子高校生の自転車が、歩行中の女性と衝突。女性に歩行困難となる後遺障害を負わせた。

損害賠償額  
約5,000万円

# 条例の基本理念

自転車の安全利用は、自転車利用者、歩行者、自動車などの運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用するという認識の下に、県や市町、県民、学校、事業者、関係団体が相互に連携、協力しながら、促進する必要があります。

1. 交通ルール遵守とマナーの向上

2. 自転車交通安全教育

3. 自転車の点検整備

4. ヘルメットの着用

## 5. 自転車損害保険等の加入

自転車利用者

子どもの保護者

従業員に自転車を利用させる事業者

**自転車損害保険に加入する努力義務があります。まずは、現在加入している保険や共済の契約内容をチェック！**

自転車損害保険等には、保険会社に取り扱っている自転車総合保険や、自転車を点検整備した時に貼られる「TSマーク」に傷害補償と賠償責任補償が付いた「TSマーク付帯保険」、火災保険や自動車保険、クレジットカードの特約として補償が付加されているものもあります。  
下の項目の中で重複して加入していませんか？

自転車向けの保険や共済に加入している。

自動車保険、火災保険、傷害保険等の特約として個人賠償責任補償がセットされている。

小中高の学校でPTAや学校が窓口となっている保険に加入している。

自転車安全整備店で購入または点検整備を行い基準に合格した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険に加入している。

**県庁生協組合員さま向けに団体保険をご用意しております！！**

# ★自転車総合保険 ★団体傷害保険

パンフレット請求・お問い合わせなどは、下記までお気軽にご連絡下さい！

**県庁生協総務課 TEL : 087-832-3822 (内線 5857/5835)**

募集团体・保険契約者

香川県庁消費生活協同組合

〒760-0017 香川県高松市番町4丁目1-10  
TEL : 087-832-3822

取扱代理店

有限会社 香川互助サービス

〒760-0017 香川県高松市番町5丁目4-4  
TEL : 087-863-4138

(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

高松支店 法人支社

TEL : 087-825-0915

(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)